

一九二九年一月二日 録二九分
〃 〃 〃 三〇分
〃 〃 〃 三〇分
〃 〃 〃 三〇分
〃 〃 〃 三〇分
〃 〃 〃 三〇分

第八条 何等の中、日銀を發行するに
第九条 何等の中、日銀を發行するに

從事員代名者

有 橋本 吉
若 橋 徳五郎
高 橋 一重 治
久 塔 兼 一 敬
久 塔 兼 一 條

昭和四年二月五日
工 整 正
田 中 肇 治 殿

4. 6. 10
836

且片附付

力野回を以て株主社里、市に於ける関係、並に株
一、橋本市里、市に於ける株主社、二、橋本市里、市に於ける株
或る社里、市に於ける株主社、三、橋本市里、市に於ける株
先、一、橋本市里、市に於ける株主社、二、橋本市里、市に於ける株
一、橋本市里、市に於ける株主社、二、橋本市里、市に於ける株
也、一、橋本市里、市に於ける株主社、二、橋本市里、市に於ける株
中止、一、橋本市里、市に於ける株主社、二、橋本市里、市に於ける株
ル、一、橋本市里、市に於ける株主社、二、橋本市里、市に於ける株
株、一、橋本市里、市に於ける株主社、二、橋本市里、市に於ける株
印、一、橋本市里、市に於ける株主社、二、橋本市里、市に於ける株

廿一